



## 6月20日(月)から受付開始 住宅の耐震化を支援します

観光・まちづくり推進課 ☎ 34・2085

町では住宅の耐震化への取り組みを支援するため、木造住宅の耐震診断を無料で実施し、耐震改修工事に対して工事費の一部を補助します。また、住宅の精密耐震診断に対しても費用の一部を補助します。

### 1 木造住宅の無料耐震診断

対象となる住宅

▼町内にある昭和56年5月31日以前

### 耐震化支援対象となる住宅の条件

支援制度	住宅の種類、工法	建築年	床面積
1 木造住宅の無料耐震診断	町内にある在来軸組工法の木造住宅(注1)	昭和56年5月31日以前の着工	延べ床面積250㎡以下、2階建て以下
2 住宅精密耐震診断費補助	町内にある一戸建て住宅(非木造住宅も対象)	建築年問わず	床面積の制限なし
3 木造住宅の耐震改修工事費補助(注2)	町内にある在来軸組工法の木造住宅(注1)	昭和56年5月31日以前の着工	床面積の制限なし

- 注1 木造以外の構造が混在している住宅、昭和56年5月31日以降に増築された住宅や特殊な工法の住宅などは、対象外になることがあります。
- 注2 町が実施する耐震診断、または、それと同等以上の効力を有する耐震診断で、診断結果が1.0未満のものに限ります。

詳しくは、観光・まちづくり推進課にお問い合わせください。

- 町税等納付状況確認承諾書
- 住宅の付近見取図、写真(外観が分かるものを複数枚)
- 住宅が昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であることが確認できる書類
- 住宅の所有者などが確認できる書類

- 町税等納付状況確認承諾書
- 住宅の付近見取図、写真(外観が分かるものを複数枚)
- 見積書の写し(診断方法が記載されているもの)

対象となる住宅  
一戸建ての住宅、長屋、共同住宅をいいます。なお、店舗などの用途を兼ねる場合は、店舗などの部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満

### 住宅とは：

延べ床面積がおおむね250平方メートル以下で、地階を除く階数が2階建て以下のもの

のものに限り含まれます。

### 対象者

対象となる住宅の所有者

※共有の建築物の場合は、共有者全員によって合意された代表者  
※賃貸住宅や借家などの場合は、当該賃貸借人全員の同意が必要  
※診断内容  
所有者からの申請を受け、町が奈良県木造住宅耐震診断員を対象となる住宅へ派遣して、耐震診断を実施します。

耐震診断終了後、耐震診断員が耐震診断の結果などを申請者に報告・説明します。

費用 無料  
募集件数 20件(申込順)  
※定員になり次第、締め切ります。

### 募集期間

6月20日(月)～平成29年1月27日(金)

申込方法 所定の申請用紙に必要事項を記入のうえ、次の書類などを添えて観光・まちづくり推進課へお申し込みください。

### 2 住宅精密耐震診断費補助

対象となる住宅

町内にある一戸建て住宅(軽鉄造などの非木造住宅も対象。建築年問わず。床面積の制限なし)

対象者 対象となる住宅の所有者  
※共有の建築物の場合は、共有者全員によって合意された代表者  
補助金の額  
耐震診断費の3分の2の額(1000円未満は切り捨て)

※補助金の上限額は6万6000円  
募集件数 3件(申込順)  
※定員になり次第、締め切ります。

募集期間 6月20日(月)～9月30日(金)  
※ただし、平成29年3月31日(金)までに診断を終え、書類手続きを完了すること。

### 申込方法

所定の申請用紙に必要事項を記入し、契約前に次の書類などを添えて観光・まちづくり推進課へお申し込みください。

- 住宅の所有者などが確認できる書類
- 住宅の付近見取図、写真(外観が分かるものを複数枚)
- 見積書の写し(診断方法が記載されているもの)



子育て支援情報紙

# 「すくすく たわらもと」を配付します

健康福祉課子育て支援係 ☎ 34-2098

子育てをされている人や、これから子育てをされる人の情報紙として「すくすく たわらもと」を創刊しました。

この情報紙には、幼稚園や保育園の情報、また、子ども向けのイベント情報や子育て支援制度などを掲載しています。

子育て中の人にこの情報紙を活用していただくのはもとより、地域に住む一人ひとりが子育てに協力し、互いに支え合い、積極的に助け合えるまちになる一助となるよう読んでいただければ幸いです。

年4回(6・9・12・3月)発行予定で、6月号は今月の広報と同時配布します。



年金生活者等支援臨時福祉給付金のお知らせ

# 高齢者向け給付金の申請を受付しています

町臨時福祉給付金等給付事業実施本部 ☎ 33-9001

賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者を支援します。

**支給対象者** 平成27年度の市町村民税が課税されていない人(ただし、課税されている人に扶養されている人、生活保護を受給している人は除く)

申請期限 **8月2日(火)**

※郵送での申請にご協力をお願いします。

**申請方法** 昭和27年4月1日以前に生まれた人に町役場から申請書を送付しています。支給対象となる可能性のある人は、必要事項を記入・押印のうえ、添付書類(本人確認書類、振込口座写し)と合わせて同封の返信用封筒でご返送ください。

※提出された申請書に基づき審査を行い、支給(不支給)の決定を行います。結果は後日郵送します。

**申請受付窓口** 田原本町臨時福祉給付金等給付事業実施本部(健康福祉課内)

## 3 木造住宅の耐震改修工事費補助

### 対象となる住宅

▼町内にある昭和56年5月31日以前

に着工された在来軸組工法の木造住宅

(床面積の制限なし)

▼町が実施する木造住宅の耐震診断

または、町が実施する耐震診断方法と同等以上の効力を有すると認められる耐震診断で、診断結果が

1・0未滿と診断された住宅

**対象者** 対象となる住宅の所有者

※共有の建築物の場合は、共有者全員によって合意された代表者  
※賃貸住宅や借家などの場合は、当該賃貸借人全員の同意が必要  
※居住者が施工する場合は、対象住宅の所有者の同意が必要

**対象となる条件** 50万円以上の耐震改修工事で、耐震診断結果が1・0未滿と診断された住宅を1・0以上とする耐震改修工事、または0・7未滿と診断された住宅を0・7以上とする耐震改修工事

**補助金の額** 耐震改修工事費の23割の額(10000円未滿は切り捨て)

**募集期間** 6月20日(月)～29日(水)

※ただし、平成29年3月31日(金)までに工事を終え、書類手続きを完了すること。

※受付期間終了後においても、応募が募集件数を満たしていない場合は、申し込みができません。詳細については観光・まちづくり推進課にお問い合わせください。

**募集件数** 5件(応募多数の場合は抽選で決定します)

**抽選日時** 7月1日(金)午前10時

**申込方法** 所定の申請用紙に必要事項を記入し、契約前に次の書類を添えて観光・まちづくり推進課へお申し込みください。

●住宅が昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であることが確認できる書類

●住宅の所有者などが確認できる書類

●耐震診断の結果の写し

●補助を受けられる際には、別途書類の提出が必要になります。